



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 神 栄 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小野 耕司
(コード番号 3 0 0 4 東証 1 部)
問合せ先 経理・財務部長 長尾 謙一
(TEL. 0 7 8 - 3 9 2 - 6 9 0 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 147 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、監査役の選任方法を定める第 30 条および任期を定める第 31 条に、補欠監査役に関する規定を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

以 上

(別 紙)

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第 3 項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該補欠監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>

以 上